○国土交通省告示第百八十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年二月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＩＭ	141346	もろね	平成23. 1. 11
７ＪＩＰ	141360	第七十三天王丸	23. 1. 18
ＪＤ3116	141274	ゆきぐも	23. 1. 20
ＪＤ3132	141352	第三徳誉丸	23. 1. 6
ＪＤ3135	141355	清見丸	23. 1. 4
ＪＤ3140	141364	皇永丸	23. 1. 25
ＪＤ3143	141368	鳥海丸	23. 1. 24
ＪＤ3149	141378	京都丸	23. 1. 14
ＪＤ3150	141379	つくばね	23. 1. 27
ＪＤ3155	141384	陽川丸	23. 1. 11
ＪＤ3160	141391	南星丸	23. 1. 14
ＪＤ3161	141393	あづま丸	23. 1. 25
ＪＤ3162	141394	名凛丸	23. 1. 18
ＪＤ3168	141404	すみひろ丸	23. 1. 19

○国土交通省告示第八十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年二月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＫＧＩ	127716	かいおう	平成23. 1. 17
ＪＦＦＫ	79963	第三敬神丸	23. 1. 7
ＪＦＷＫ	130710	第三大和丸	23. 1. 31
ＪＧＳＱ	128218	第十一きんせい丸	23. 1. 5
ＪＥ2816	128239	第十八勝栄丸	23. 1. 27
ＪＦ2132	120081	第三十七惣寶丸	23. 1. 19
ＪＧ4728	130190	筑紫丸	23. 1. 17
ＪＧ5719	137203	青鷹	23. 1. 24
ＪＨ3175	130067	おんたけ	23. 1. 11
ＪＩ3403	131633	第三十八長洋丸	23. 1. 18
ＪＪ3614	130829	第八栄神丸	23. 1. 27
ＪＫ5023	131757	第六光洋丸	23. 1. 19
ＪＬ4895	124120	十八号孝洋丸	23. 1. 6
ＪＬ5795	130671	第八新映丸	23. 1. 14
ＪＭ5726	130369	海龍丸	23. 1. 7
ＪＭ5992	131382	新福栄丸	23. 1. 14
ＪＭ6243	133509	第十二共進丸	23. 1. 14

○国土交通省告示第百八十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A06131122	平成18. 2. 6	140226	菱日丸
A0813132	20. 1. 17	136730	ベルハンド
A10171410	22. 3. 25	131757	第六光洋丸

○環境省告示第十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年二月二十三日

環境大臣　松本　龍

表（Ｒ）－２－［４－（６－クロロ－１，３－ベンゾオキサゾール－２－イルオキシ）フェノキシ］－２－フルオロ－Ｎ－メチルプロピオンアミド（別名メタミホップ）項の次に次のように加える。

Ｎ，Ｎ′－ジメチル－２－メチルカルバモイルオキシイミノ－２－（メチルチオ）アセトアミド（別名オキサミル）	32μg／１
４－エトキシフェニル［３－（４－フルオロ－３－フェノキシフェニル）－２－メチルプロピル］ジメチルシラン（別名シラフルオフェン）	0.067μg／１
（Ｚ）－２－［２－フルオロ－５－（トリフルオロメチル）フェニルチオ］－２－［３－（２－メトキシフェニル）－１，３－チアゾリジン－２－イリデン］アセトニトリル（別名フルチアニル）	85μg／１
１－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イル）－３－［２－（ジメチルカルバモイル）－５－ホルムアミドフェニルスルホニル］尿素（別名ホラムスルフロン）	9,700μg／１

○関東地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十　号　八王子市高尾町二三三三番二〇から同市南浅川町二六五四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十三日

○中部地方整備局告示第十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月二十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　４

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	沼波　昇、沢田　充孝、田島　邦彦、西田　賢彦、南川　隆
変更後	沼波　昇、沢田　充孝、田島　邦彦、西田　賢彦、南川　隆

(2)　変更年月日

平成二十三年二月十日

○中部地方整備局告示第二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月二十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　２

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	鈴木　勝義

(2)　変更年月日

平成二十三年二月十五日